

教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化

参考 キャッシュレス決済の特徴

①クレジットカード

カード発行会社加盟店で、商品やサービスを購入するとき、提示することにより現金を支払うことなく物やサービスを購入することができるカードのこと。

クレジットが信用を意味するように、利用者の社会的な信用に基づいて利用者とカード会社の間に契約が結ばれ、カード会社が利用者に代わって代金の支払いを行っている。利用者はカード会社に借金をしたことになる。

ルールをしっかりと守って利用、管理する必要がある。

クレジットカードは、購入代金を一定期間猶予したり、分割払いが可能なクレジット機能、現金を借りることができるキャッシング機能、個人を識別する身分証明機能などを持つ。

その利便性から発行が急増し、多種多様なカードがおもに若年、中年層に利用されている。しかし、安易な利用やリボルビング払いの利用によってカード利用代金の返済が滞り、多重債務となるなどの社会問題も発生している。

②電子マネー

決済手段として用いるため現金、小切手、クレジットカードなどの媒体を電子情報化したもの。

電子マネーの種類には、電子マネーをコンピュータのメモリーに記憶させ、インターネットなどのネット上で流通させるネットワーク型と、ICカードのチップに記憶させ、ICカードの読み書きが可能な端末等を通じて流通させるICカード型がある。Suica、PASMOなどの交通系カードに加え、スーパーやコンビニエンスストアで使用できるWAON、nanacoなどの流通系カード、おサイフケータイなども普及している。また、VISAカードなどのクレジットカードにも非接触型ICが搭載され、少額クレジット決済は顧客がカードを読み取り機にかざすだけで支払いが行えるような機能をもつものもある。

③プリペイドカード

商品・サービス購入に用いられる代金前払い、商品後渡し決済方式のカード。

首都圏のJRと私鉄などで使えるSuicaやPASMO、NTTのテレホンカード、図書カード、いろいろな方面に使われる電子マネーであるEdyなどがこれにあたる。Edy、Suica、PASMOなどの非接触型ICカードと、テレホンカード、図書カードなどの磁気カードがあるが、いずれも前払式証票規制法（通称プリペイドカード法）による規制を受ける。

利用者は、小銭を用意する必要がなく、割引でプレミアムがあるなど利点もあるが、カードの紛失、変形等使用できなくなった場合、カード使用者が損失をこうむる。また発行者には、固定客の確保、顧客の消費行動に関する情報の入手、代金先取りによる資金運用や代金回収の費用節約などメリットが多い。

④デビットカード

預金口座の残額や、あらかじめ定めた金額の範囲内で買い物に使用できる即時払い式のカード。

金融機関発行の場合、店舗で使用すると、オンラインで連動しているので即時に口座から引き落としがなされる。したがって、残高が不足すれば利用できない。最近では金融機関とカード会社が提携したデビットカードが、海外でも現地通貨で使用できる利便性などから普及し始めている例がある。また、デビットカードの機能をもつ交通ICカードも利用されている。クレジットカードと異なり、後日の返済ではないため、残額以上に使ってしまうことはない。

⑤モバイル決済

スマートフォンなどの端末を使って行う電子決済のこと。

クレジットカードなどの情報をアプリに登録したり、読み取り機に直接接続したりして決済する方法がある。

ID・パスワードの漏えいにより、不正アクセスの危険がある。

(上記①～④は金融広報中央委員会 知るぽると www.shiruporuto.jp「金融用語解説」より転載。ただし「②電子マネー」は一部改変)

